

札幌市地産地消推進に係る補助制度について

札幌市では、「地産地消推進事業」の一環として、石狩地区 J Aグループが取り組む札幌広域圏における安全・安心な農畜産物のブランド「さっぽろハーベストランド」を支援し、地産地消を推進する新たな補助制度を設けました。

生産者においては、農畜産物認証に関する審査費などのほか、化学農薬低減やドリフト対策など農畜産物の安全性を高める機器の購入について、支援する内容となっています。

1 事業主体

- (1) 「さっぽろハーベストランド」の事業に取り組む農業協同組合などの団体
- (2) 札幌市内の農業振興地域で農業を行っている生産者で、「さっぽろハーベストランド」を主とした農畜産物の生産・出荷に取り組むもの

2 事業対象および補助率

補助対象の区分	補助対象	補助率	下限額
地産地消啓発普及	ア パンフレット作成費など イ 消費者交流経費など（委託費、交通費、会場費など）	1 / 2 以内	3 万 円
農畜産物の生産・流通情報管理	ア 生産履歴など商品情報管理に関する機器・システム イ 説明会、マニュアルの作成経費など		
農畜産物の審査・認証	ア 農産物の審査・認証に係る経費 イ 研修費（受講費、講師謝礼、会場費など） ウ その他経費（水質検査費、残留農薬検査費など）		
機 器	ア 静電噴口を用いた防除機器（静電噴口本体及び付随する機器） イ 捕虫器（捕虫器本体及び一体で使用する送風機） ウ 作条農薬散布機（本体及び周辺機器、播種一体型可） エ 除草機（本体及び周辺機器） オ ドリフト対策機材（ドリフト防止ノズル、防風ネット・支柱など） カ 局所施肥機（局所施肥本体及び周辺機器） 上記のほか化学合成農薬及び化学合成肥料の削減となる機器 ただし、機器の単価は50万円未満に限る。また、中古品は対象外とする。		
その他、市長が特に定めるもの			

事業の詳細については、農業支援センター地産地消推進係までお問い合わせください。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業支援センター

Tel.787-2220